

報酬ご案内（税務会計顧問）

平成 25 年 12 月 27 日現在
すべての金額は消費税抜となっております

■ 顧問料・決算料

① 会計ソフト入力を弊事務所にご依頼の場合(税抜金額)

税抜 売上高	顧問料			決算料		年間顧問料
	会計顧問料	税務顧問料	月額合計	決算・申告	消費税申告	
(千円以下)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
10,000	20,000	5,000	25,000	125,000	25,000	450,000
20,000	25,000	5,000	30,000	150,000	30,000	540,000
30,000	25,000	7,000	32,000	160,000	32,000	576,000
40,000	30,000	7,000	37,000	185,000	37,000	666,000
50,000	33,000	7,000	40,000	200,000	40,000	720,000
60,000	36,000	8,000	44,000	220,000	44,000	792,000
70,000	37,000	9,000	46,000	230,000	46,000	828,000
80,000	38,000	10,000	48,000	240,000	48,000	864,000
90,000	39,000	10,000	49,000	245,000	49,000	882,000
100,000	40,000	10,000	50,000	250,000	50,000	900,000
125,000	42,500	10,500	53,000	265,000	53,000	954,000
150,000	45,000	11,000	56,000	280,000	56,000	1,008,000
175,000	47,500	11,500	59,000	295,000	59,000	1,062,000
200,000	50,000	12,000	62,000	310,000	62,000	1,116,000
225,000	51,250	14,000	65,250	326,250	65,250	1,174,493
250,000	52,500	16,000	68,500	342,500	68,500	1,233,000
300,000	55,000	18,000	73,000	365,000	73,000	1,314,000
400,000	60,000	20,000	80,000	400,000	80,000	1,440,000
500,000	65,000	20,000	85,000	425,000	85,000	1,530,000

※ 売上高は見込売上高(年)を基準とします。

※ 売上高<(売上原価+販管費+営業外費用)の場合には(売上原価+販管費+営業外費用)の額に基づいて顧問料をお見積りいたします。

※ 売上高 5 億円超の場合は、別途お見積りいたします。

★会計ソフト入力をご自身・御社で行う場合は、2 ページをご覧ください。

★顧問料・決算料の範囲で対応するサービスについては、3 ページをご覧ください。

★訪問回数を年 6 回(隔月)、年 4 回(四半期)にすることで顧問料を抑えることも可能です。割引率については 5 ページをご覧ください。

② 会計ソフト入力をご自身・御社で行う場合(税抜金額)

税抜 売上高 (千円以下)	顧問料			決算料		年間顧問料 (円)
	会計顧問料 (円)	税務顧問料 (円)	月額合計 (円)	決算・申告 (円)	消費税申告 (円)	
10,000	16,000	5,000	21,000	125,000	25,000	402,000
20,000	20,000	5,000	25,000	150,000	30,000	480,000
30,000	20,000	7,000	27,000	160,000	32,000	516,000
40,000	24,000	7,000	31,000	185,000	37,000	594,000
50,000	26,400	7,000	33,400	200,000	40,000	640,800
60,000	28,000	8,000	36,000	220,000	44,000	696,000
70,000	28,000	9,000	37,000	230,000	46,000	720,000
80,000	28,000	10,000	38,000	240,000	48,000	744,000
90,000	28,000	10,000	38,000	245,000	49,000	750,000
100,000	28,000	10,000	38,000	250,000	50,000	756,000
125,000	29,750	10,500	40,250	265,000	53,000	800,994
150,000	31,500	11,000	42,500	280,000	56,000	846,000
175,000	33,250	11,500	44,750	295,000	59,000	890,994
200,000	35,000	12,000	47,000	310,000	62,000	936,000
225,000	35,874	14,000	49,874	326,250	65,250	989,990
250,000	36,750	16,000	52,750	342,500	68,500	1,043,994
300,000	38,500	18,000	56,500	365,000	73,000	1,116,000
400,000	42,000	20,000	62,000	400,000	80,000	1,224,000
500,000	45,500	20,000	65,500	425,000	85,000	1,296,000

※ 売上高は見込売上高(年)を基準とします。

※ 売上高<(売上原価+販管費+営業外費用)の場合には(売上原価+販管費+営業外費用)の額に基づいて顧問料をお見積りいたします。

※ 売上高 5 億円超の場合は、別途お見積りいたします。

★会計ソフト入力を弊事務所にご依頼の場合は、1 ページをご覧ください。

★顧問料・決算料の範囲で対応するサービスについては、3 ページをご覧ください。

★訪問回数を年 6 回(隔月)、年 4 回(四半期)にすることで顧問料を抑えることも可能です。割引率については 5 ページをご覧ください。

■ 顧問料・決算料の範囲で対応するサービス

適用報酬	サービスの範囲	クライアントさまに最低限実施して頂くこと ※
会計顧問料	会計処理内容の確認	領収書・請求書等の整理・ファイル 現預金出納帳や経費精算書の作成 預金通帳へ入出金明細の記入 給与明細の作成
	試算表、総勘定元帳の作成	
	会計処理に関する相談	
	固定資産台帳の作成	
	経営進捗管理サポート	
	会社法下の定款、会社の機関等 のご相談	
	資金調達に関する助言	
税務顧問料	年間月次計画の作成	
	税務に関する相談、税額算出シ ミュレーション	
	税務関係届出書の作成	
決算料	決算書類の作成	
	税務申告書の作成	
	次年度納税スケジュールの作成	

※ 領収書・請求書等の整理・ファイル、現預金出納帳や経費精算書の作成等の経理代行業務については、サービスラインとして用意しておりません。

※ 給与計算については別メニューとなり、別途報酬が発生いたします。

★オプションサービス(別途報酬が発生するもの)については、4 ページをご覧ください。

■ オプションサービス(税抜金額)

サービスの内容	報酬	備考
給与計算確認	顧問料月額に加算 5,000 円～	クライアントさまが計算した給与データが正しいか責任をもって確認します。
中間申告	決算料の半額	仮決算に基づく中間申告の場合です。前年度実績による中間申告の場合は報酬はいただきません。
税務調査立会、会計監査立会	50,000 円/日	
修正申告	別途お見積り	弊事務所の誤りによる修正申告は報酬をいただきません。
財務顧問	顧問料月額に加算 20,000 円～	金融機関、投資家との会議への同席、資本政策上の相談業務が必要な場合。
決算開示書類作成サポート	決算料に加算 100,000 円～	金融機関、投資家の方々への特別な開示書類等の作成サポート。
給与計算・賞与計算	基本料 10,000 円＋ 1,000 円×人数	
年末調整・給与支払報告書、 法定調書作成	基本料 20,000 円＋ 5 人超過人数 ×1,000 円	
償却資産税申告書の作成	基本料 5,000 円/ 1 提出所あたり	
会計ソフト導入支援	別途お見積り	社内月次決算制度の確立、会計ソフトの導入支援。だいたいの目安ですが、50,000 円/日となります。
議事録作成支援業務	一議事録につき 5,000 円程度	弊事務所がひな形を提供し、それを用いてクライアントさま自身が作成する場合は報酬はいただきません。
事業計画書の作成サポート	別途お見積り	代替の目安ですが、100,000 円～となります。計画年度、事業規模によりかなり変わってきます。
経営者の方の資産税相談	別途お見積り	こちらは会社・事業の顧問報酬とは別途頂くこととなります。

★顧問料・決算料外のオプションサービス(別途報酬が発生するもの)の必要がある場合は、必ず事前に別料金であることを説明し、報酬について説明をします。何の説明もなしに別途報酬を請求することはありませんので、ご安心ください。

■ 訪問頻度別 顧問料割引

特に小規模事業者の方のために、毎月のご訪問を、年 6 回(隔月)、年 4 回(四半期)におさえることで月額顧問料を割引しております。ただし、決算料やオプションサービスの割引はしておりません。

また、年 4 回より少なく訪問回数をおさえる契約については、ご相談に応じますが

1)Dropbox 等を駆使してデータのやりとりを行うことが可能

2)スカイプや Google+ハンアウト等を利用し定期的にミーティングを行うことが可能

この 2 つの要件を満たす方以外は、お断りしております。

訪問回数(年)	毎月	6 回	4 回
割引率	顧問料どおり	顧問料の 50%	顧問料の 40%